

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「乳幼児服薬指導加算」「乳幼児加算」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

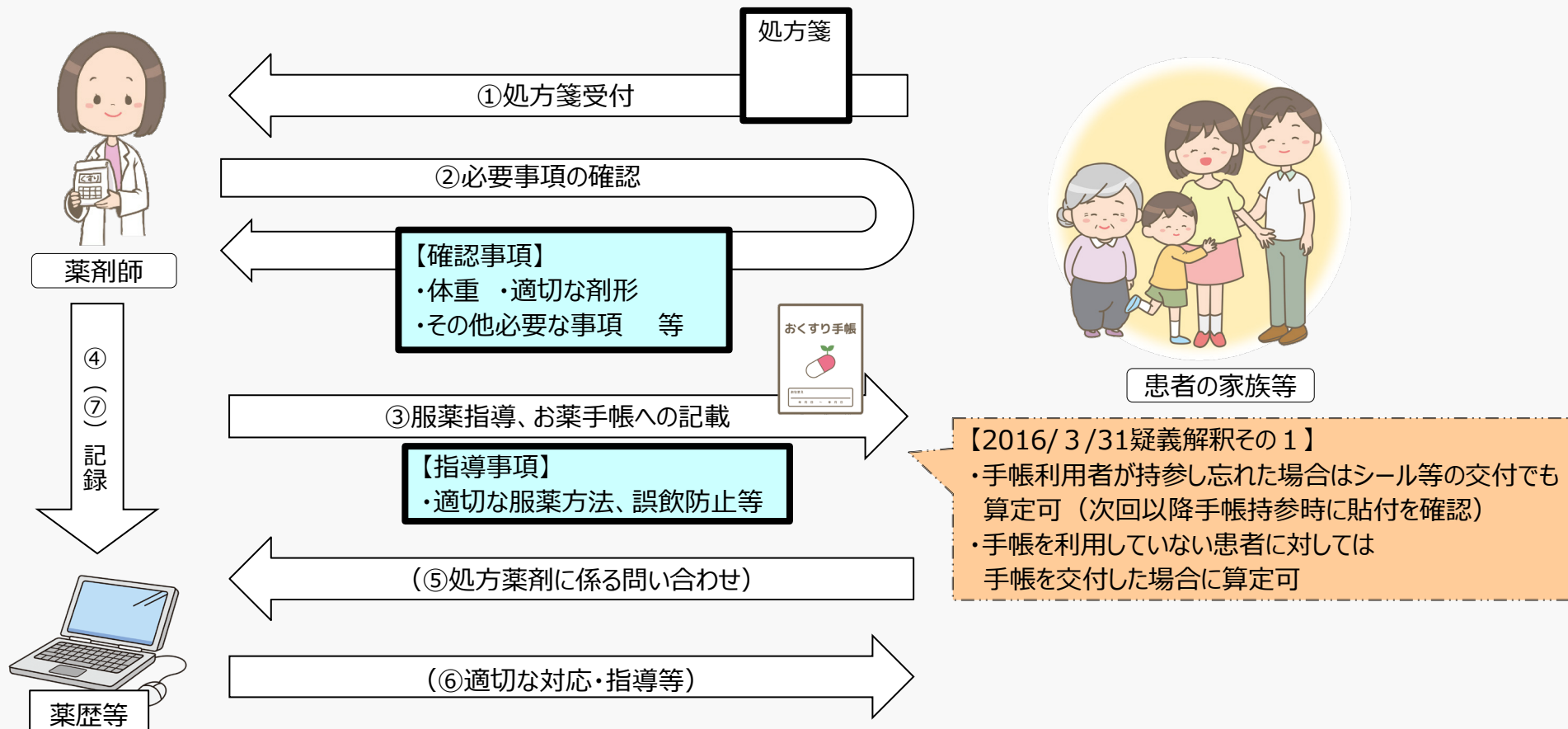
資料No.20220520-1206

本資料は、2022年4月28日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

(服薬管理指導料、かかりつけ薬剤師指導料)

内容	点数
6歳未満の乳幼児に係る調剤の際、必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認し、服用に関して必要な指導を行い、指導の内容等を手帳に記載した場合 ※オンライン服薬指導実施時も算定可 ※小児特定加算と併算定不可	12点

【要件】



15注5、15の2注4、15の3注4 乳幼児加算

(在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料)

在宅患者訪問薬剤管理指導料 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 在宅患者緊急時等共同指導料	内容	点数
ㄥ 乳幼児加算	6歳未満の乳幼児又はその家族等に対して、 患家を訪問し 必要な薬学的管理及び指導を行った場合、1回につき ※小児特定加算と併算定不可	100点
在宅患者オンライン薬剤管理指導料 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	内容	点数
ㄥ 乳幼児加算	6歳未満の乳幼児又はその家族等に対して、 情報通信機器を用いて 必要な薬学的管理及び指導を行った場合、 処方箋受付1回につき ※小児特定加算と併算定不可	12点

オンライン服薬指導の場合は、
外来の乳幼児服薬指導加算と同じ12点を算定します

